

郵政民営化法の規定に基づく 新規業務の認可申請に係る審査について

平成27年3月
総務省郵政行政部

認可申請の概要

平成27年2月19日、かんぽ生命保険から認可申請のあった業務

保険期間に比して保険料払込期間が短期となる
普通養老保険(短期払養老保険)の引受け

審査事項

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

考慮事項

1. 日本郵政株式会社が保有する議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
2. 経営状況

各審査事項の論点例

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

⇒例 (1) かんぽ生命保険の株式処分に係る方針

(2) 不当な内部相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがないか

(3) 郵便局ネットワークの利用及びその方法について、競争上の地位を不当に有利にする要因がないか

(4) その他適正な競争関係を阻害するおそれがないか

2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

⇒例 (1) 収支について、合理的な見込みをたてており、その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか。

(2) 新規業務のリスクが申請者の態勢に比し過大であり、経営の安定性を著しく損ない、もって役務の適切な提供を阻害するおそれがないか

(3) 利用者への役務の適切な提供を可能とする態勢が確保されているか

(4) ユニバーサルサービスをはじめとする郵便局におけるサービスの提供の確保が阻害されるおそれがないか

(5) 郵政事業における公益性および地域性の十分な発揮が阻害されるおそれがないか。

(6) その他利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないか

第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の詳細を含む。以下この項において同じ。）のうち政令で定めるもの以外の保険の種類（保険）の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

2～3（略）

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。